

## 事例研究 行政法 訂正表（第7刷）

### 本書

頁数	修正箇所（6刷）	修正後（7刷）
p106	<p>解説4 . 下から9行目</p> <p>... X の請求権が当然に生じることになるので、...</p>	<p>... X に請求権があることが当然に認められるので、...</p>
p209	<p>事例 下から6行目</p> <p>...、同年9月、Xが建築した...</p>	<p>9月を7月に</p> <p>...、同年7月、Xが建築した...</p>
p271	<p>〔設問〕1 .</p> <p>1 . B は、甲市の利用規則による...</p>	<p>部分を挿入</p> <p>1 . B は、結局会議の予定日を過ぎてしまったものの、今後の利用に備えて甲市の利用規則による...</p>
p292	<p>解説3 . (1)ア下から4行目の判例</p> <p>...(最3小判昭48・3・6集民108号371頁。...</p>	<p>371頁 387頁に</p> <p>...(最3小判昭48・3・6集民108号387頁。...</p>
p340	<p>コラム 答案を読んで 上から2行目</p> <p>1 . ...のいずれにも該当しない場合に...</p>	<p>1 . ...のいずれにも適合している場合に...</p>
p425	<p>判例索引 左側の列、下から6つ目の判例</p> <p>最3小判昭48・3・6集民108号371頁</p>	<p>371頁 387頁に</p> <p>最3小判昭48・3・6集民108号387頁</p>

## 小社HP 第3部 総合問題 参考判例・参考文献

〔問題5〕を以下の文に差替え

場外車券売場設置許可処分取消訴訟の原告適格が争いになった裁判例は多いが、本問は、大阪地判平 19・3・14 判タ 1257 号 79 頁の事案をモデルにしている。その後、第2審判決（大阪高判平 20・3・6 判時 2019 号 17 頁）、上告審判決（最 1 小判平 21・10・15 裁判所ウェブサイト）がでているが、結論はそれぞれ異なっている。その他、東京地判平 19・3・29 (LEX/DB) も参考になるだろう。また、改正行訴法の下で風俗営業許可処分取消訴訟の原告適格について判断した裁判例として、大阪地判平 18・10・26 判タ 1226 号 82 頁、大阪地判平 20・2・14 判タ 1265 号 67 頁がある。